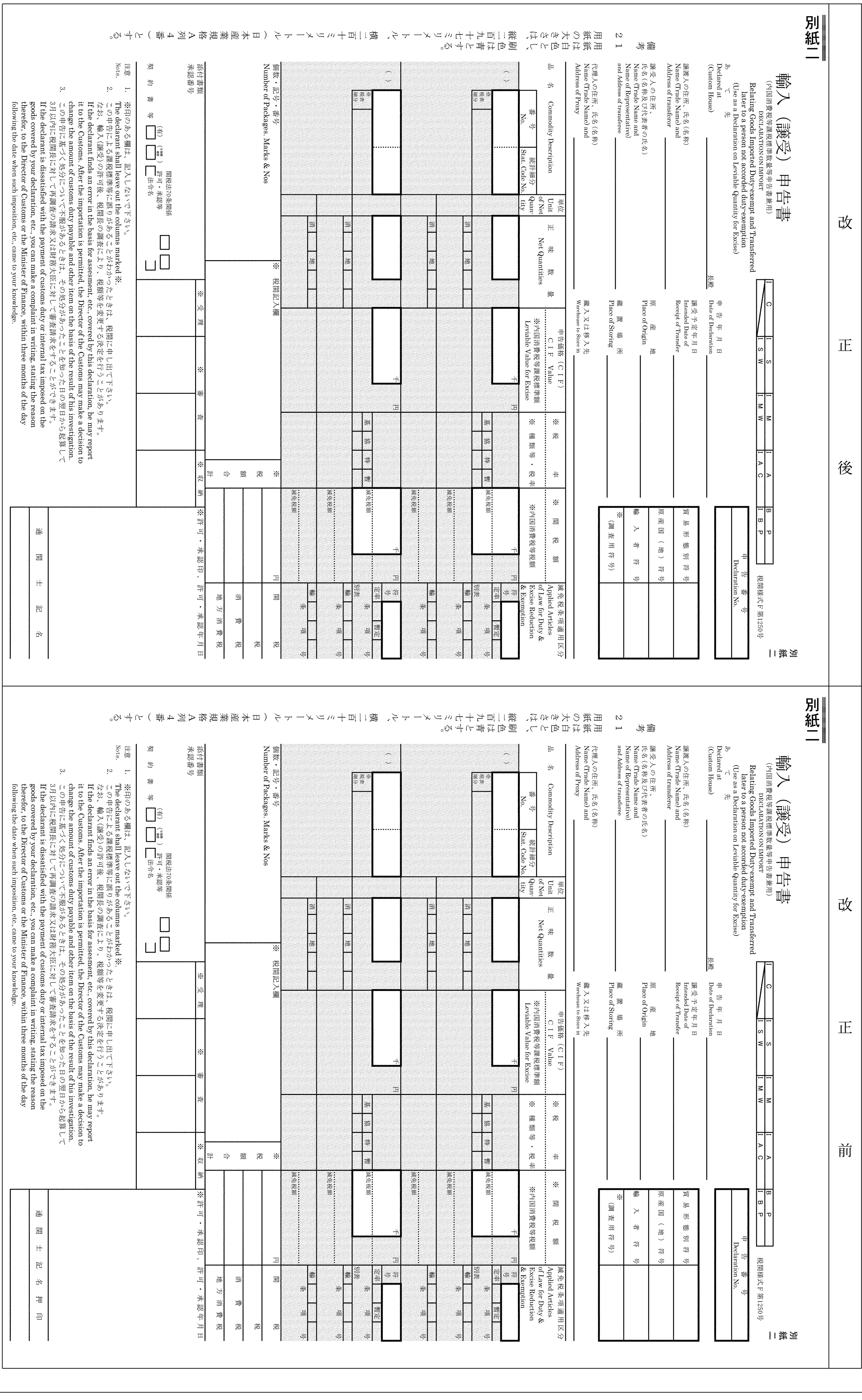
改　正　後

別紙二



改　正　前

附　則

（施行期日）

１　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。